



第 106 回全国高等学校野球選手権大会

関東第一高等学校

甲子園応援ツアー

【1泊2日コース】



決勝戦

めざせ甲子園優勝！

■ご旅行代金

大人・子供（4歳以上）同額 お一人様

※3歳以下はご参加頂けません。

41,000円

アルプス
入場券付き

【2～3名1室利用】1名1室利用追加代 5,000円

シングルを希望される方はシングル追加代金を加算してお振込み下さい。

■出発日 2024年8月22日（木）1泊2日

■最少催行人員：30名様（定員に満たない場合は、催行を中止させていただく場合もございます）

■添乗員は同行致しません

■食事条件：食事は付いていません

■各自で直接新幹線にご乗車下さい。（出発前にみどりの窓口での指定席に変更可／追加料金が発生します）

■宿泊ホテルでの相部屋は受け付けておりません。

日次	行程	食事
8/22 (木) 試合前日	ひかり号・のぞみ号自由席（当日のみ有効） 各自で移動 東京駅 14:30～17:00 発 新大阪駅 17:30～20:00 着 （各自にてご移動）……………大阪市内 泊 （チェックインは 16:00 以降となります） （大阪市内ホテル 泊）	朝：× 昼：× 夕：×
8/23 (金) 試合当日	各自で移動 大阪市内……………阪神 甲子園球場 決勝戦！ （アルプス席にて観戦・応援） 対 京都国際高校 10:00 試合開始予定 各自で移動 ……………新大阪駅 14:30～17:00 発 東京駅 17:30～20:00 着 ひかり号・のぞみ号自由席（当日のみ有効）	朝：× 昼：× 夕：×

※新大阪駅からホテル、ホテルから甲子園、甲子園から新大阪駅までの移動は各自にてお願い致します。

※新幹線はひかり号自由席のため、時間帯は目安としてお考え下さい。

【応援ツアー実施要項】 お申込み頂く前に必ずお読みください

【旅行代金に含まれるもの】

往復新幹線代(ひかり号自由席)、大阪市内宿泊代金(食事なし)

甲子園球場(アルプススタンド)入場料 ※アルプス券は順延になった場合も当該の試合に限り有効です

※応援グッズのご提供はありません。予めご了承下さい！

【利用ホテル】 大阪新阪急ホテル、新阪急ホテルアネックス、ホテル阪神大阪、ホテル阪神アネックス大阪、ホテル阪急レスパイア大阪、新大阪サニーストンホテル、大阪ガーデンパレス、R&B ホテル新大阪北口、プラザオーサカのいずれか(禁煙・喫煙指定はできません)

※洋室ツイン利用(バス・トイレ付):2~3名様で1室。3名の場合1台はエキストラベッドになります。

※1名様でご利用の場合には追加代金 **5,000 円**がかかります。

【旅行代金に含まれないもの】

食事代・ひかり号またはのぞみ号指定席に変更される場合の追加料金

各自で移動される場合の交通費

個人的性格の費用(飲物代、電話代、クリーニング代など)

傷害・疾病に関する医療費、任意の国内旅行傷害保険

【その他・雨天順延の場合・取消料等について】

1. 申込方法: 別紙用紙に必要事項をご記入の上、FAXしてください。こども(4歳以上~小学生)は保護者の同伴が必要です。また未成年者が親権者を伴わずに参加する場合は、お申込書の親権者の同意欄に親権者の署名・捺印が必要となります。
2. 雨天中止・順延等により試合日が変更となった場合は各自で JR 券をみどりの窓口で変更してご参加ください。ホテルに変更がある場合は別途ご連絡します。またアルプス券はそのままご利用できます。
雨天中止等で試合が順延になった場合でも予約はそのまま順延日に準じた日程で引き継がれます。
取消しを希望される方はお電話にて取消料なしで承ります。ご連絡頂かない場合は取消になりませんのでご注意ください。
3. 出発当日が雨天でも大会本部より中止の決定が出ない限り、ツアーは出発致します。
4. 出発後は、雨天等で試合が中止・順延になりましても代金の払い戻しは致しません。
5. お申し込み後、お客様の都合により旅行を取り消される場合は、お1人様につき下記の料率で取消料を申受けます。
6. その他の事項につきましては弊社の「募集型企画旅行約款」によります。※**旅行条件書を必ずご参照下さい。**

取消日	旅行開始前日から起算してさかのぼって3~2日目	旅行開始日前日	旅行開始日当日 旅行開始前	旅行開始後、 または無連絡不参加の場合
取消料	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

決勝 1 泊 2 日

※お客様とのご連絡が必要な場合がございます、電話番号および E-Mail は必ずご記入下さい

『関東第一高等学校応援ツアー申込書』 FAX03-6685-9566

※メールおよび電話でのお申込みは受付けておりません。 ※人数が多い場合は申込書をコピーしてご利用下さい

近畿日本ツーリスト株式会社 東京私学教育旅行支店 御中

パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配等の為に必要な範囲内で運送・宿泊機関等・保険会社などへ個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

代表者	(ふりがな)		人員 (申込者含む)	
	代表者:お名前 (歳)		大人:男 名、女 名	こども:男 名、女 名
	住所	〒 —		
	E-Mail			
	未成年者の場合 親権者の参加同意署名		参加者カテゴリ・該当する項目に○をする	
	固定電話 () - ()	FAX () - ()	A:OB B:学校関係者 C:保護者 D:その他・一般	
同行者	(ふりがな)		参加者カテゴリ・該当する項目に○をする	
	同行者:お名前 (歳)		A:OB B:学校関係者 C:保護者 D:その他・一般	
同行者	(ふりがな)		参加者カテゴリ・該当する項目に○をする	
	同行者:お名前 (歳)		A:OB B:学校関係者 C:保護者 D:その他・一般	
同行者	(ふりがな)		参加者カテゴリ・該当する項目に○をする	
	同行者:お名前 (歳)		A:OB B:学校関係者 C:保護者 D:その他・一般	
シングル希望	お名前		お名前	
	お名前		お名前	

お申込後、下記口座へ旅行代金のお振込みをお願いいたします。

「お申込み・お振込み締め切日 8/21 (水) 17:30 までにお願いします」

* 振込明細書はそのまま参加券となります。ご集合時に必ずお持ち下さい。

FAX でお申し込み後、代表者名で下記口座にツアー代金をお振込み下さい。

■振込先：三井住友銀行 ひなぎく支店 (普通口座) 2890106

■口座名義：「近畿日本ツーリスト株式会社」

<https://works.do/GHUIrhj>

当日の出発
案内はこちら



【お問い合わせ】 旅行企画・実施

近畿日本ツーリスト株式会社 東京私学教育旅行支店

『関東第一高等学校 甲子園応援ツアー』係

〒102-0074

東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 7 階 TEL:03-6685-9560 FAX:03-6685-9566

営業時間：月～金曜日 / 10:00～17:00 (土曜・日曜・祝日は休み)

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

担当：橋本裕子・真方俊太郎・中田洋介 ※変更・取消および緊急連絡先 080-1115-6837

観光庁長官登録旅行業 第 2053 号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

近畿日本ツーリスト



旅行業公正取引
協議会 会員



総合旅行業務取扱管理者：石川 貴 山田 亜砂人

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

登録番号： 6044-2408-0019

旅行条件算出基準日：2024 年 8 月 1 日

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。

* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。

（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェーティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェーティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェーティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェーティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(3)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）

(4)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(5)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(6)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目から 2 日目までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項 1 ～ 9 に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目（日帰り旅行は 3 日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤お客様が ■ 申込条件(6)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は 1 人 15 万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償
当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15% を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて ※ E U在住の方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧になれます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条 5 により交付する契約書面の一部になります。

2023 年 4 月 1 日改定